

## 牧之原市教育委員会 会議録

令和5年9月28日、牧之原市教育委員会が牧之原市役所相良庁舎会議室に招集された。

この委員会に付議するため、教育長の告示した議案は次のとおりである。

### 付議議案

- 報告第13号 牧之原市教育委員会後援名義使用の許可について
- 報告第14号 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について
- 報告第15号 令和5年度特別支援教育就学奨励費補助金対象児童生徒の支弁区分の決定について
- 報告第16号 令和5年度第2回牧之原市就学支援委員会について
- 議案第15号 牧之原市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第16号 牧之原市多目的体育館条例の制定について
- 議案第17号 牧之原市多目的体育館条例施行規則の制定について
- 議案第18号 指定管理者の指定について（牧之原市多目的体育館）

### 出席委員

1番 橋本 勝	事務局	スポーツ推進課長	大石昌秀
2番 吉住幸子		学校再編推進室長	小塚康道
3番 寺井ゆみ		学校教育課長	中村元信
4番 池ヶ谷祐太		教育総務課課長	佐々木悟
5番 渡辺彩子		教育総務課主幹	日野剛久

開会時刻 午前9時28分 牧之原市相良庁舎会議室

### 教育長挨拶

彼岸を過ぎ、朝夕に秋の気配を感じるようになったものの、今日も30度を超す予想ということで、厳しい暑さが続いている。今週から静西教育事務所の後期人事管理訪問が始まり、先日訪れた川崎小学校では、タブレットを使ったりグループで話し合ったりするなど、意欲的に学ぶ子どもたちの姿が各学級で見られた。川小の学校経営目標は、「学びと笑顔が溢れ、地域と共に歩む信頼される学校をつくる」で、「みんなでハッピー」を合言葉に教育活動を推進している。わかりやすい言葉で子どもたちに投げかけ、その都度「ハッピーだった？」と投げかけているそうだ。みんなでハッピーになれる学級・学校を目指している川小の今後が楽しみだ。

では、本日の定例会、よろしく申し上げます。

会議録署名人の決定（事務局より指名）

橋本教育長と渡辺委員を指名

教育長報告

令和5年8月28日から令和5年9月27日までの主な行事について報告があった。

報告第13号 牧之原市教育委員会後援名義使用の許可について

（事務局より説明）

8件の申請について、質疑・意見なく、承認された。

報告第14号 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

（事務局より説明）

1世帯1名からの申請について、質疑応答の後、承認された。

渡辺委員 直接関係はしないかも知れないが、旧片浜小の日本語教室「いっぽ」は料金がいくらで、こうした援助の対象になるのか？

学校教育課長 月8,000円、教材費4,000円の1万2,000円になる。

教育長 「いっぽ」は学校に入る前に日本語を習う場。学校に編入する前に行く。ただ現在空きがない状況となっているため、いきなり学校という事もある。

学校教育課長 いっぽに入っている児童生徒は就学援助の対象外となる。この児童の場合は、日本語の状況について、いろいろと協議があった。

報告第15号 令和5年度特別支援教育就学奨励費補助金対象児童生徒の支弁区分の決定について

（事務局より説明）

1世帯1名からの申請について、質疑なく、承認された。

報告第16号 令和5年度第2回牧之原市就学支援委員会について

（学校教育課長より説明）

質疑・意見なく、承認された。

議案第15号 牧之原市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

（学校教育課長より説明）

教育長 これまでもやっていたようなことを改めて明文化したもの。養護教諭は全校1人ずつ配置されているが、栄養教諭は給食業務にかかるところに配置されている。食の管理だけでなく、栄養

- 指導といったことも授業と一緒にやってくださっている。
- 吉住委員 感想ですが、養護教諭おひとりでたくさんの仕事をお持ちだと感じた。
- 学校教育課長 大きい学校でも、小さい学校でも一人。小さい学校の場合、一日で一人も保健室に来ないということもあり、少し役割が違うが、授業に入ったりと、級外職員のような働きをしてくれていることもある。大きい学校でも小さい学校でも、怪我の処置であるとか、精神的なケアが必要といった様々な子の対応など、幅広く対応してくれている。
- 寺井委員 家庭の食環境が良なくて、栄養を給食に頼っている家庭もあると聞くと、そういった指導は？
- 学校教育課長 養護教諭と栄養教諭で連携して行っている。この改正についても、そうした問題に対して連携するようにと文部科学省の提言でもなっている。すべての学校に栄養教諭がいるわけではないため、いない学校へ担当栄養教諭が巡回していくという体制になっており、今後、より連携を進めていく。
- 質疑応答の後、原案のとおり可決された。

#### 議案第 16 号 牧之原市多目的体育館条例の制定について

(スポーツ推進課長より説明)

- 渡辺委員 指定管理者が利用料金を定めるとはどういうことか？
- スポーツ推進課長 指定管理者は議案第 18 号でも説明するが、その企業グループが経営していくために、料金を市に提示し、それを市が承認するという形になる。この条例ではあくまで上限額を決めている。すでに指定管理者側でも料金の想定をしており、それを考慮し、上限を設定した。
- 吉住委員 指定管理者へは全部を一括して委託し、体育館の運営に関するトップは管理会社の経営者ということでよいか？
- スポーツ推進課長 体育館の管理についてはそうだが、市としても色々に関与していく。ただ、放射線防護施設も兼ねており、放射線防護施設については、危機管理課が所管し、管理を行っていく。避難所になった場合等も、市が運営するが指定管理者としてお手伝いいただくような形になる。
- 池ヶ谷委員 多目的体育館の現在の利用想定はどうか？
- スポーツ推進課長 教室等については調整中ではあるが、指定管理者は、島田のローズアリーナ、袋井市のさわやかアリーナの指定管理もやって

- いる。ローズアリーナでは、平日にいろいろな教室をやっている。そうしたことを想定していると思っている。
- 池ヶ谷委員 部活や少年団などのアマチュア団体による定期的な利用をどの程度想定しているのかで、解放時間などが限られてくと思うが、ある程度見込んであるということで良いか？
- スポーツ推進課長 プロバスケットチームのプレシーズンマッチなどは年1回程開催できないか調整している。プロのバレーの試合なども指定管理者でつながりがあり、話を進めてもらっている。基本的には、予約システムを導入し、貸出時間は昼間2時間、夜間3時間での貸し出しを予定している。年間調整会議で優先予約を受け付けるが、大会等は優先予約できる。空いた時間帯にスポ少などに利用してもらいたいが、料金は発生する。平日の昼間の利用は少ないかもしれないが、指定管理者での利用促進を考えている。
- 渡辺委員 市の事業として、まきのほら塾等での利用も想定されるが、減免は？
- スポーツ推進課長 県大会などの上位につながる大会での利用には、減免を考えている。
- 渡辺委員 市民としては、イベントで利用することが多く、利用料金等もあるため、普段の利用はなかなか難しそうである。親子活動などで、子どもと体を動かす活動といった場合、スポーツ利用かというところ、そこまでではないと思われるが、そういった線引きはどのように考えているか？
- スポーツ推進課長 最終判断は、指定管理者と市ということになると思うが、申請の仕方にもよるかと思われる。
- 渡辺委員 市の後援事業であれば減免になるのか？
- スポーツ推進課長 市の主催、共催である必要があり、後援だけでは減免にはならない。減免の制度については、指定管理者とも議論をしたが、減免利用が多いと、その分、収益が減ることになる。収益が減ってしまった場合、今度は市が指定管理料として支払う必要も出てくる。今の社会体育施設では、減免利用が非常に多く、減免率の設定もたくさんあるが、多目的体育館では、100%免除か、50%の減免のいずれかのみになっている。100%免除は国や市などの自治体主催の場合、幼稚園や学校による教育的利用の場合とし、50%減免では、スポーツ協会加盟の団体による大会、上位大会

につながる大会、市等が政策的に誘致した大会などの利用になる。

渡辺委員

平日の昼間は空いていそう。指定管理者が教室等を行う場合、冷暖房完備のきれいな場所でやるとなると、今、まきのはら塾との活動と競合する気がする。

池ヶ谷委員  
教育長

料金による差別化はありそうだが。

まきのはら塾での活動は安価にはなると思うが、指定管理者が行う教室では、きちんと料金を取るようになるのではと思う。

渡辺委員

まきのはら塾だけでなく、個人でそうした教室をやっている方がたくさんいるが、場所がとれずに苦勞されている。せっかく、新しい場所ができるのに使えないとなって、指定管理者が市外のどこからか先生を連れてきて、同じ様な教室をやってしまうと、既存の市内の先生方が苦しくなってしまうんじゃないかと感じた。

もう一点、キッズエリアはどういう所か

スポーツ推進課長

クッションエリアと小さなボルダリング、ネットの遊具ができる予定。

渡辺委員

ローズアリーナにもトレーニングルーム横に無料のキッズルームがあるかと思うが、それよりもしっかりしたイメージで良いか。

スポーツ推進課長

有料にもなるので、見合った施設になる。また、そこまで大きくはないが、ミニキッチンもできる。

先日、市内のヨガをやっている先生がいて、同じように公共施設がなかなか取れないといった話もあった中で、指定管理者による教室の講師としてやってもらえる可能性もあるので、そうした紹介はした。

寺井委員

まきのはら塾はせめて減免の対象としてほしい。

渡辺委員

市がやっている事業の中で行われるものであれば、講師の先生方も、来てくれる生徒からはあまり取りたくないと思われているし、苦勞されているので、減免ができるよう意見として伝えたい。また、私の周りの母親の方々からも、体育館が他にもあるのに、なぜまたできるのかといった話や立派な施設なので、自分たちでは使えないのではと思っている方もいた。せっかくできるので、しっかりと市民が利用できるような施設になればと思う。

教育長

今現在、教室をやっている方の意見と、利用者側の意見として

は機会が広がるので良いと思うという、2つの側面がある。市としてはそれらの調整が必要となってくる。

吉住委員

まきのはら塾は他市と比べても大変よくやっていると思う。一方で、そうした活動において、会場の確保がすごい大変で大事。活動できる場所の確保が、これからさらに心配される。指定管理者は経営が大事とも思う。市としても指定管理制度でやるのであれば、それに対する覚悟が必要。指定管理は何年間になる？

スポーツ推進課長 10年になる。

質疑応答後、原案のとおり可決された。

#### 議案第17号 牧之原市多目的体育館条例施行規則の制定について

(スポーツ推進課長より説明)

池ヶ谷委員 利用時間が8時半からとなっているが、例えば大きな大会等で、準備時間が必要なものだったりすると遅いかと思うが。

スポーツ推進課長 そのあたりの運用についても、現在、指定管理者と協議をしているが、例えば、バレーの利用におけるネットのセッティング、バスケットのゴールの設置等は指定管理者でやるとなっており、それで8時半からスタートできるようにする予定である。また現状、他の社会体育施設の利用でも、8時半からになっている。大会等でどうしてもということであれば、市や指定管理者との協議となると思う。

渡辺委員 既存の施設だと、常駐している方はシルバーの方が多いイメージだが、指定管理の会社から常に来て、常駐する形になるという理解で良いか。

スポーツ推進課長 そのとおりである。また、指定管理者のグループにはスポーツ協会もあるので、そうした職員も常駐し、常時4名程度いる予定。その他、トレーニングルームにはトレーナーもいることになる。

渡辺委員 まさにローズアリーナのようなイメージと思う。

スポーツ推進課長 同じ指定管理者であるし、同じようなイメージになると思う。

質疑応答後、原案のとおり可決された。

#### 議案第18号 指定管理者の指定について

(スポーツ推進課長より説明)

質疑・意見なく、原案のとおり可決された。

閉会（閉会時刻 午後0時00分）